

第1章 事業所税の概要

1. 事業所税について

事業所税は、人口・企業が過度に大都市地域に集中したことによって発生した交通問題・公害問題・ごみ処理の問題などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備・都市機能の回復に必要な財政需要を賄うために創設された目的税です。

したがって、その創設の趣旨から大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）で行われる事業に対して、その事業活動の大きさの指標となる事業所床面積及び従業者給与総額を課税標準として課税する仕組みになっています。

2. 事業所税の使いみち

都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てられており、具体的には次の事業に使われています。

- (1) 道路・都市高速鉄道・駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園・緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道・下水道・廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校・図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院・保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 以上のほか市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

3. 事業所税の課税団体

(1) 東京都（特別区の区域）

(2) 指定都市（20市）

札幌、仙台、新潟、さいたま、千葉、川崎、横浜、相模原、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の各市

(3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市（3市）

武蔵野、三鷹、川口の各市

(4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市（5市）

守口、東大阪、尼崎、西宮、芦屋の各市

(5) 人口30万以上の市で政令で定める市（48市）

旭川、秋田、郡山、いわき、宇都宮、前橋、高崎、川越、所沢、越谷、市川、船橋、松戸、柏、八王子、町田、横須賀、藤沢、富山、金沢、長野、岐阜、豊橋、岡崎、一宮、春日井、豊田、四日市、大津、豊中、吹田、高槻、枚方、姫路、明石、奈良、和歌山、倉敷、福山、高松、松山、高知、久留米、長崎、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市

（令和2年8月1日現在）

4. 事業所税のしくみ

		事業所税	
課税客体	事務所等において法人又は個人が行う事業		
納税義務者	事務所等において事業を行う法人又は個人		
課税標準	資産割	事業所等の用に供する家屋の床面積 (事業所床面積)	
	従業者割	算定期間中に支払われた従業者給与総額	
税率	資産割	1 m ² につき600円	
	従業者割	従業者給与総額の100分の0.25	
免税点	資産割	事業所床面積 1,000m ² 以下	
	従業者割	従業者数 100人以下	
納税方法	申告納付		
申告納付期限	個人	翌年の3月15日まで	
	法人	事業年度終了の日から2カ月以内	

- (注1) 事業所税は、市内のすべての事務所等の合計に対して課税されます。
- (注2) 事業所税の免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。
- (注3) 免税点以下で納付する必要がない場合であっても、事業所床面積が700m²超又は従業者数が70人超の場合及び前事業年度又は前年中に事業所税の税額があった場合は、市税条例の規定により申告書を提出していただくことになっています。

(法701の46③、法701の47③、仙台市市税条例施行規則第13条の3第1項)

5. 事業所税のあらまし

